

令和8年2月定例会文教委員会

(2月24日開催) 教育長説明要旨

委員各位には、平素から本県教育に御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

御説明に入ります前に、教職員の不祥事について御報告いたします。

1月30日付で公金等の窃取を行った中学校の教員を免職、同校の学校長を戒告の懲戒処分としました。

服務規律の遵守と綱紀の厳正保持については、教育委員会において、徹底して取り組んでまいりましたが、このように不祥事が起こったことは、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会では、各県立学校及び市町村教育委員会に向けて、全ての教職員の倫理観、使命感及び責任感をより一層自覚させるよう改めて通知しました。

損なわれた信頼を取り戻すべく、教育に携わる全ての人間が一丸となって、不祥事の根絶を徹底してまいります。

それでは、今回御審査をお願いしております教育委員会所管の案件について、御説明申し上げます。

まず、議案第 18 号「令和 7 年度和歌山県一般会計補正予算」は、所管しております教育費で、2 億 7,464 万円の変更をお願いするものでございます。増額の主な内容は、市町村立の小中学校等の情報機器整備基金の積立額確定によるものでございます。減額の主な内容は、市町村立の小中学校の学校給食提供数の見込減や、事業費の執行残によるものでございます。

繰越明許費につきましては、

高等学校費で、1 億 3,430 万円

特別支援学校費で、2 億 7,442 万 8 千円

社会教育費で、4 億 4,063 万 8 千円

の繰越をお願いするものでございます。

主な内容は、再入札となったことにより着工が遅れた紀伊風土記の丘新館建設工事に要する経費などでございます。

議案第 20 号「令和 7 年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算」は、3,995 万 7 千円の増額をお願いするものでございます。

これは、前年度からの繰越金収入の確定に伴う一般会計への繰出金を計上するものでございます。

議案第 50 号「和歌山県高等学校等教育改革促進基金の設置、管理及び処分に関する条例」は、国の令和 7 年度補正予算に伴う高等学校等教育改革促進事業実施のため、制定するものでございます。

議案第 51 号「和歌山県学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例」は、県立学校校舎の売却代金の一部を積み立て、今後の県立学校施設整備費用に充てるため、制定するものでございます。

議案第 52 号「教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 53 号「市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、教育職員の給与及び市町村立学校職員の給与について、自転車等を使用する職員に係る通勤手当の

上限額の改定並びに駐車場等に係る通勤手当等の新設を行うとともに、へき地手当に準ずる手当の支給要件を改めるなど、規定の整備を行うものでございます。

議案第 55 号「和歌山県グローバル人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例」は、国際社会で活躍することができる人材の育成を目的とした、高等学校等の生徒に対する海外留学の支援に要する経費の財源を積み立てるため、制定するものでございます。

以上、簡単ではございますが御説明申し上げます。

何卒、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。